

2024年12月26日

[明石市長への要求書]

自治労明石市職員労働組合

2025年度予算における「住民の健康と福祉充実」及び 社会福祉・保健職場に関する要求書

貴職におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

少子・高齢化の急速な進行などにより、地方自治体における市民からの福祉行政サービスの要望は非常に高まるなかで多様化しており、福祉・保健・健康職場における業務量は増加し、複雑化しています。また、物価高騰の影響により多くの世帯が生活に困窮するなど、新たな対応を迫られています。

市民サービスの最前線で働く職員は、福祉の向上や市民の要望に応えるため、日々努力しています。しかし、福祉・保健・健康職場の実態は、業務量の増加に見合った人員配置が十分なされていないと難しいものがあり、時間外勤務の検証からも、組織的な対応がなされず、職員個々の懸命な努力にまかしているのが実態です。厳しい環境下で、過重労働やメンタル疾患で倒れる職員も増えており、職員個人の努力には限界があります。

市民の健康と福祉の増進を図るために、各職場の実態を踏まえ、下記のとおり要求します。

なお、回答については1月10日までに文書でいただきますよう申し入れいたします。

記

I. 福祉・保健サービスの供給体制の充実について

- (1) 福祉6法（老人・児童・母子及び寡婦・身体障害者・知的障害者福祉法・生活保護法）担当ケースワーカーを専任で必要人数を配置するとともに、査察指導を行う者をケースワーク経験者で5級以上の格付けとして配置し、福祉事務所機能の充実をはかること。
- (2) 市立保育所を充実させるとともに直営で運営すること。

II. 職員の配置等について

(1) 国民健康保険課

- ①システムの連携や標準化への対応及び保健事業や医療費分析など、専門的かつ多岐にわたる業務増加への対応のため、事務職1名増員すること。（管理係）
- ②電算業務等を担当している職員が立て続けに異動となり、担当職員に負担が増えている中で、7月に担当1名が療養休暇に入っている。非常に厳しい状況なので、事務職2名増員すること。（賦課係）
- ③正規職員にかかる負担が増えていることや、専門的な知識を習得するのに時間を要することから、事務職1名増員すること。
（国民年金係）

(2) 長寿医療課

- ①駅前窓口業務等、マイナンバーの関係により業務量過多のため、事務職1名及び任期付短時間勤務職員1名増員すること。
（後期高齢者保険係）
- ②正規職員1名が休職中のため、事務職1名増員すること。
（高齢者医療係）

(3) 福祉総務課

年度途中の人事異動により正規職員が減少している。局・室庶務等の事務に加え、高齢者・障害者等の要配慮者支援業務が増加しており、業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。

(4) 福祉施設安全課

- ①福祉施設等の指導監査には高度な専門性が必要であり、関連業務経験者を配置すること。
- ②今年度の予定においても、国の基準で求められている実施頻度を下回る見込みであり、指導監査は福祉施設等の開所時間中に実施するため、増員が図られない限り国の基準を満たすことはできない。

③指導監査を実施しながら、業務知識等を継承する必要があるが、現状の人員では異動等による影響が大きく、業務知識の共有化の面からも事務職5名増員すること。

(5) 生活福祉課

①私療休暇・産休・育休等で休んでいる職員の補充及び、定期的(半期に一度)に実職員数・業務量を精査し、適正な人員配置を行うこと。

②ケースワーカーに対して、外勤手当(危険手当)等の支給を検討すること。また、ケースワーカーの男女比を見直すこと。(令和6年11月時点 男性15名・女性39名)

(6) 障害福祉課

事業及び窓口来庁人数が増加し業務量過多になっており、また育児休業職員の業務をフォローできる体制作りのため、事務職3名増員すること。

(7) 発達支援課(発達支援センター)

①専門機関として位置づけられており、発達障害の知識に加え相談対応のスキルが必要。質の担保のため、異動について複数人が重ならない対応を求める。

②相談対応のスキルアップはできるため、相談援助職の専門職として視野は広がるので、ジョブローテーションに活用されたい。

(8) 地域共生社会室

民生児童委員一斉改選、地域福祉策定年度に伴い業務量が増加するため、事務職1名増員すること。(地域福祉担当)

(9) 高齢者総合支援室

①職員3名が産休・育休中であり、認知症業務も増加しており業務量過多のため、事務職1名増員すること。(高年福祉担当)

②職員2名は総合窓口配置されており、任期付の週休等の対応や高齢者増加、保険制度の多様化等により業務量が増加しているため、事務職1名増員すること。(介護保険担当)

③業務量は増え続けており、厳しい状況であるので、人員を削減することなく現行体制を維持すること。(介護認定担当)

(10) あかし保健所 保健総務課

職場の業務に配慮した人員配置を行うこと。また、正規職員が1名減員となり、任期付職員が配置されたが、代替できない業務は多く置き換えは困難なため、事務職1名増員すること。

(11) 相談支援課

育休中の職員2名の代替職員(保健師)の補充及び、男性の専門職

が不足しているため、精神保健福祉士・社会福祉士・保健師のいずれか1名増員すること。

(12) 生活衛生課

期間に関わらず産休・育休には代替職員を配置すること。

(13) 子育て支援室 こども政策課

産休や育休を推奨しているのであれば、人員配置についても、役職や職歴に見合った適切な対応を行うこと。(フレキシブルな人材配置体制の構築が必要)

(14) 子育て支援課

シフト勤務であり、任期付職員が多く休暇が取得しにくい状況である。また、視察対応も多く業務量過多のため、事務職1名増員すること。

(15) こども健康課

新規事業の実施及び産休職員が多いため、事務職1名、保健師4名増員すること。

(16) こども育成室

- ①業務量過多を解消するため、事務職1名増員すること。(利用担当)
- ②業務量や業務内容に、変更が少ないにもかかわらず人員減となっているため、事務職1名増員すること。(施設担当)

(17) 明石こどもセンター

- ①今年度も研修生を受け入れているが、その方の働きもあり業務が回っている。年度末で研修が終了すれば業務量過多になるため、事務職1名、福祉職1名増員すること。(緊急支援課)
- ②児童福祉法改正により、こども家庭センターの設置、一時保護時の司法審査開始等、通常業務量が増加するため、事務職2名、福祉職4名増員すること。(こども支援課)
- ③里親登録人数の増加及び、リクルート活動の継続による業務量増加のため、福祉職1名増員すること。(さとおや課)
- ④超過勤務の削減及び、夜勤対応ができる男性職員が極めて少ないため、男性の福祉職3名増員すること。(こども保護課)

(17) こども財団 こども支援担当

財団設立当時に比べ、業務量が格段に増加しているが人員体制は変わっていない。(こども食堂運営件数・11件→57件)業務量過多により休暇の取得も困難なため、事務職1名増員すること。

Ⅲ. 保育所の改善について

- (1) 常勤保育士の欠員が増え、産休代替えの保育士も産休に入る時点で複数人配置されておらず、パート保育士の欠員もますます増加し長期化している。パート保育士の欠員対策としての常勤保育士の配置もされていない中、子どもたちの安全の確保が難しくなり、職員の健康にも支障をきたしている。このような状況を長引かせないためにも、常勤保育士やパート保育士の欠員を一日も早く解消すること。そして、パート保育士が複数人欠員の園には当面の対策として、常勤保育士を配置するという確認事項を遵守すること。その上で、何らかの持続的で有効な対策を立て、慢性的な常勤保育士やパート保育士の欠員状態を早急に解消すること。
- (2) 現場から声が上がっているにも関わらず、加配保育士を配置しないという決定を下されることが多くなっている。一人一人の子どもの発達を十分に保障し、公立保育所における障害児保育を充実させるためにも、現場の意見を十分に聞き、加配保育士を速やかに配置すること。また、加配保育士を引き上げる際は、現場と十分な意見交換をし、現場（担任保育士）も納得した上で、要支援児の十分な保育の保障ができるような結論を出すこと。
- (3) 温暖化で、夏場は危険な暑さになり、日差しも強くなっており、園児及び職員ともに熱中症の危険があるので、全園の園庭に園に応じた、しっかりとした日陰のできる丈夫な日よけを設置すること。また、遮光ネットなどは劣化が激しいので、毎年日よけのための予算を付けること。
- (4) 副所長の業務内容が煩雑になっており、本来、フリー兼副所長となっていたが、副所長がフリーとしてクラスに入ることが困難になり、年休を取得しにくくなっている園もあるので、副所長・週休代替え保育士以外のフリー保育士が1人の園は、フリー保育士を増員すること。
- (5) 各園で施設の老朽化が進み、パーテーションの開け閉めが困難になっており、手洗場の数の不足や、安全や衛生面が確保できないなどの問題が出てきており、それらを解消するため、早急に施設の改善を行うこと。
- (6) 3歳児・4歳児・5歳児のクラス担任は、子どもの安全の確保及び保護者対応や円滑なクラス運営を行えるよう、複数担任とすること。
- (7) 臨時保育士が園全体の職員数の6割以上になっていることから、各クラスの担任の過半数を正規保育士で配置することが出来るように正規職員を採用すること。

- (8) 担任保育士の配置基準は0才2:1、1才3:1、2才4:1、3才10:1、4才18:1、5才20:1とすること。
- (9) 会計年度任用職員の労働条件を改善すること。
 - ①子どもたちへのよりよい保育と安全確保のため、明石市での経験を重視した雇用をすること。また、人材育成のために、安定して継続的に働けるようにすること。
 - ②明石市での経験年数を重視し、賃金やその他の手当などを改善すること。
- (10) 事務が円滑に行えるように、十分な台数のパソコンを配置すること。また、古くなって動きが悪いパソコンは早急に取り換えること。
- (11) 全園フルタイムの用務員を配置すること。

IV. 感染症について

厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」にある季節に合わせた適切な室温（夏期26度～28度・冬季20度～23度）が保持できるよう、保育所内のエアコン・ヒーターの業者による内部清掃・点検・修理・交換を各季節に必ず間に合うように速やかに行うこと。

V. こども園について

4・5歳児の学年加配を現状のまま配置すること。

VI. 延長保育について

- (1) 開所時間・閉所時間については厳守するよう徹底すること。迎いの時間が頻繁に19時を超える保護者がいる園もあり、19時の閉所時間（閉門時間）を文書で知らせるだけでなく、実効性のある対策を立てること。
- (2) 延長保育時の障害児についての人員を加配すること。また、延長保育の人員配置については、安全な保育ができるための人員を速やかに配置すること。